

第2章 広域防災拠点計画の基本方針

2. 1 長野県における広域防災拠点の必要性

(1) 現状・課題

- 長野県は南北約 212km、東西約 120km にわたる県土を有し、日本アルプスをはじめとする日本有数の山岳地帯や浅間山、御嶽山等の活火山を抱えている。
- 県地域防災計画には、広域防災拠点として松本空港及び松本平広域公園周辺の 1箇所が位置づけられている。
- 松本空港周辺には、糸魚川－静岡構造線断層の中北部区間を構成する牛伏寺断層がある。
- 山岳地域に形成された盆地や谷底平野を中心に、多数の地域社会を有する本県では、災害時に地域間相互の道路交通が分断される可能性がある。

(2) 広域防災拠点の必要性

- 本県は南北に広い山岳県であり、地震活動のほか、土砂災害や雪害、火山災害等のいかなるリスクに対しても、救助活動等の広域応援部隊の受入れ・後方支援や、被災者の広域医療搬送、支援物資の受入れ・配分等を行う拠点を複数方面に確保する必要がある。
- 糸魚川－静岡構造線断層帯が活動した場合には、松本空港の機能支障が想定されることや、土砂災害による孤立地域の発生が多数想定される等を踏まえ、陸路・空路アクセスを考慮した代替拠点を選定しておく必要がある。
- 人口が分散している山岳地域を含め、災害により県内の道路交通が分断されても、地域ごとに外部支援受け入れのための機能を発揮できるよう、拠点施設を整備あるいは選定しておく必要がある。

(3) 広域防災拠点の定義

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成 29 年 6 月）（以下、「南海トラフ地震具体計画」とする。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を表 2-1 に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表 2-1 長野県における防災拠点の定義

拠点	定義※	備考
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 (上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている) 	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊・<u>応援職員</u>が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの 	長野県において下線部を加筆
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う<u>後方支援拠点</u>として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点 	長野県において下線部を加筆
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <u>航空機による医療搬送</u>を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU⁵が設置可能なもの (<u>県内</u>の航空搬送拠点) <u>県内</u>の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者を SCU にて受け入れ、<u>航空機による医療搬送</u>するための拠点である。<u>本県</u>はこのために必要な DMAT その他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 (<u>県外</u>の航空搬送拠点) <u>長野県内</u>からの患者を受け入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点 	長野県において下線部を加筆・変更
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの 	
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点 	
被災地域内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定） 	長野県において定義

※ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(内閣府、H29.6)による定義に加筆・変更

⁵ SCU (航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit) : 航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

本県における広域防災拠点の活用イメージを図2-1に示す。

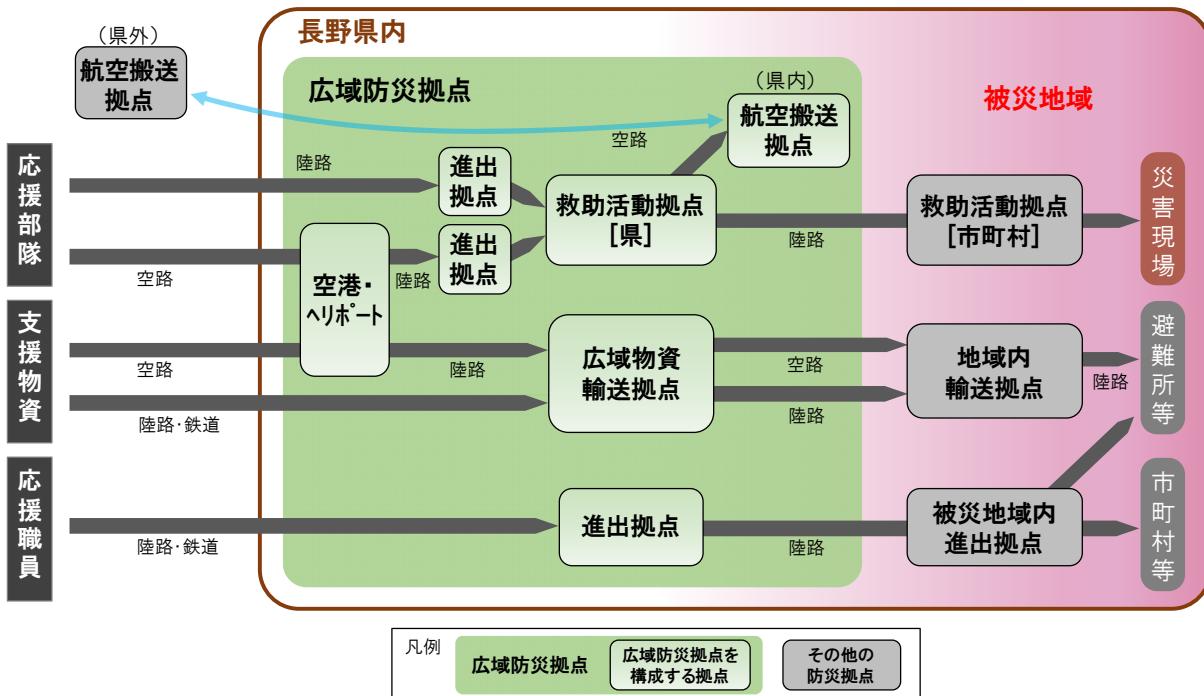


図2-1 長野県における広域防災拠点等の活用イメージ

<広域防災拠点の活用>

①広域応援部隊による進出拠点や救助活動拠点の活用（図2-2）

- ・広域応援部隊は、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により各機関があらかじめ指定した進出拠点に集結
- ・県が設置する救助活動拠点に移動し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内に市町村が設置する救助活動拠点へ進出
- ・県が設置する救助活動拠点については、広域応援部隊が交代するベースキャンプ、自衛隊の補給拠点や、特殊車両の待機場所となる後方支援拠点としても活用
- ・航空搬送拠点では、救助された被災者を県外へ搬送する広域医療搬送を実施

②県や被災市町村に向かう応援職員による進出拠点の活用（図2-3）

- ・応援職員は、被災地域外の進出拠点（県合同庁舎等）に集結し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内の進出拠点（県合同庁舎等）へ進出

③広域物資輸送拠点の活用（図2-4）

- ・陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資を受け入れ、被災地域内の市町村へ配分

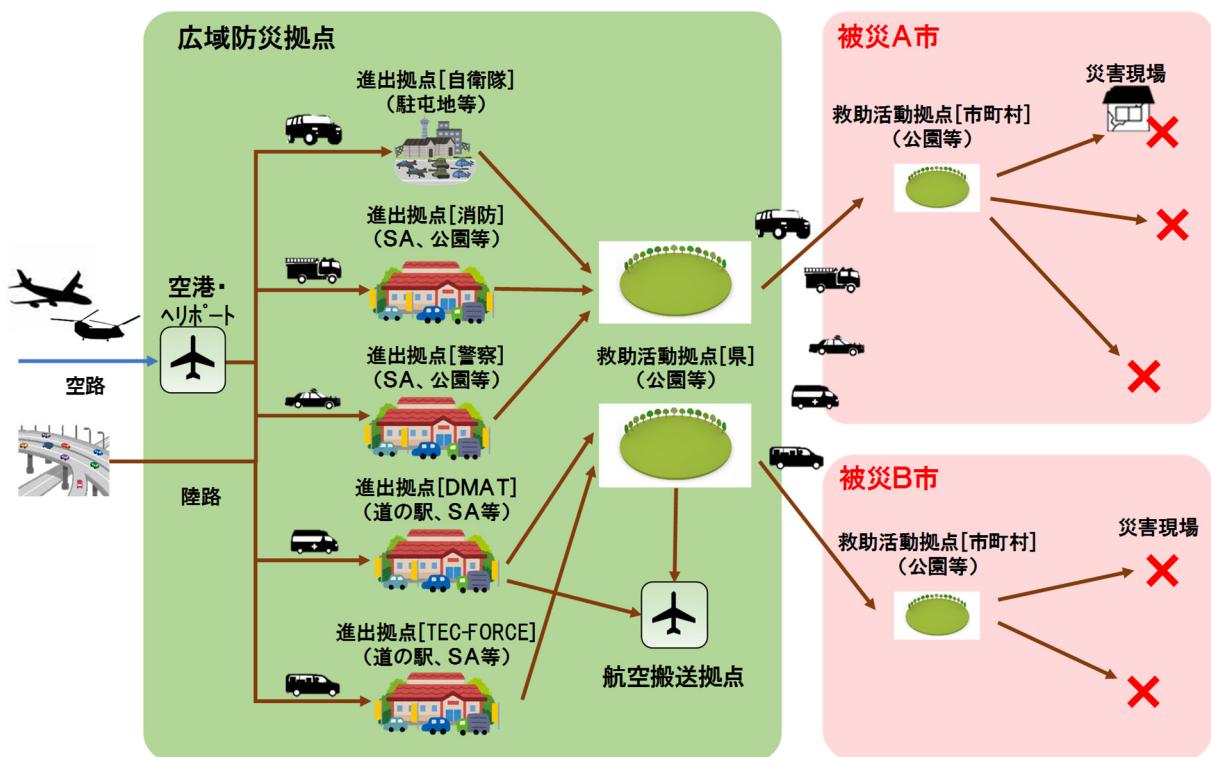


図 2-2 広域防災拠点の利用イメージ【広域応援部隊】

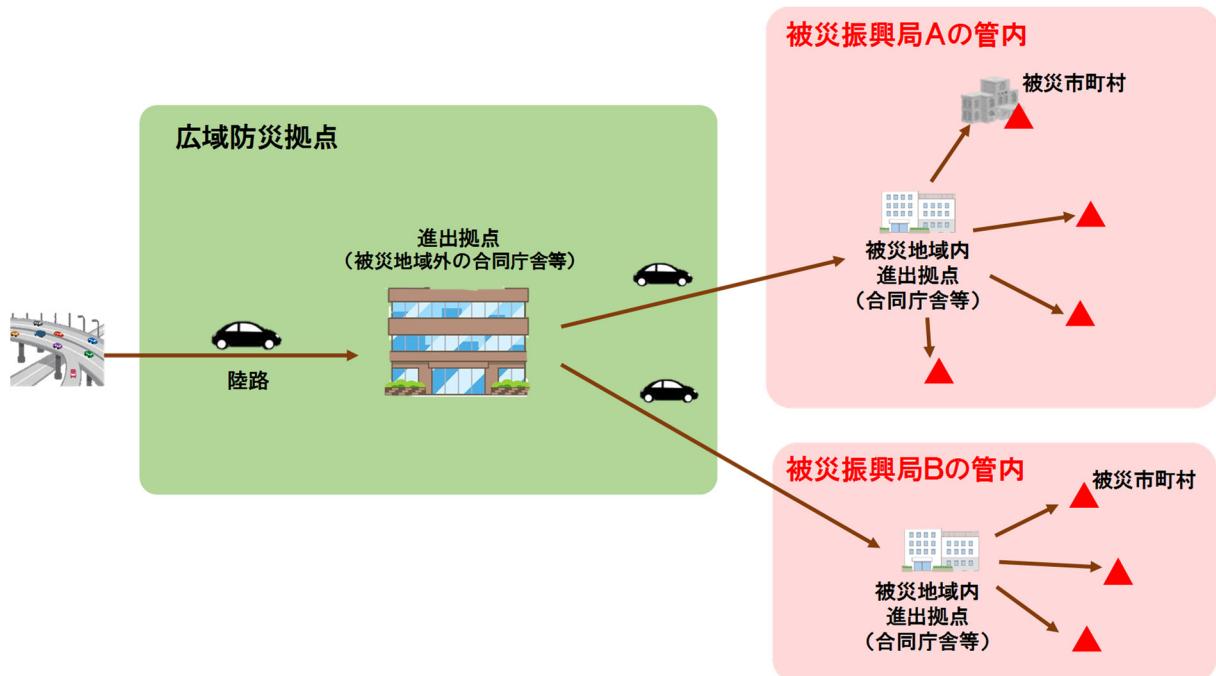


図 2-3 広域防災拠点の利用イメージ【応援職員】

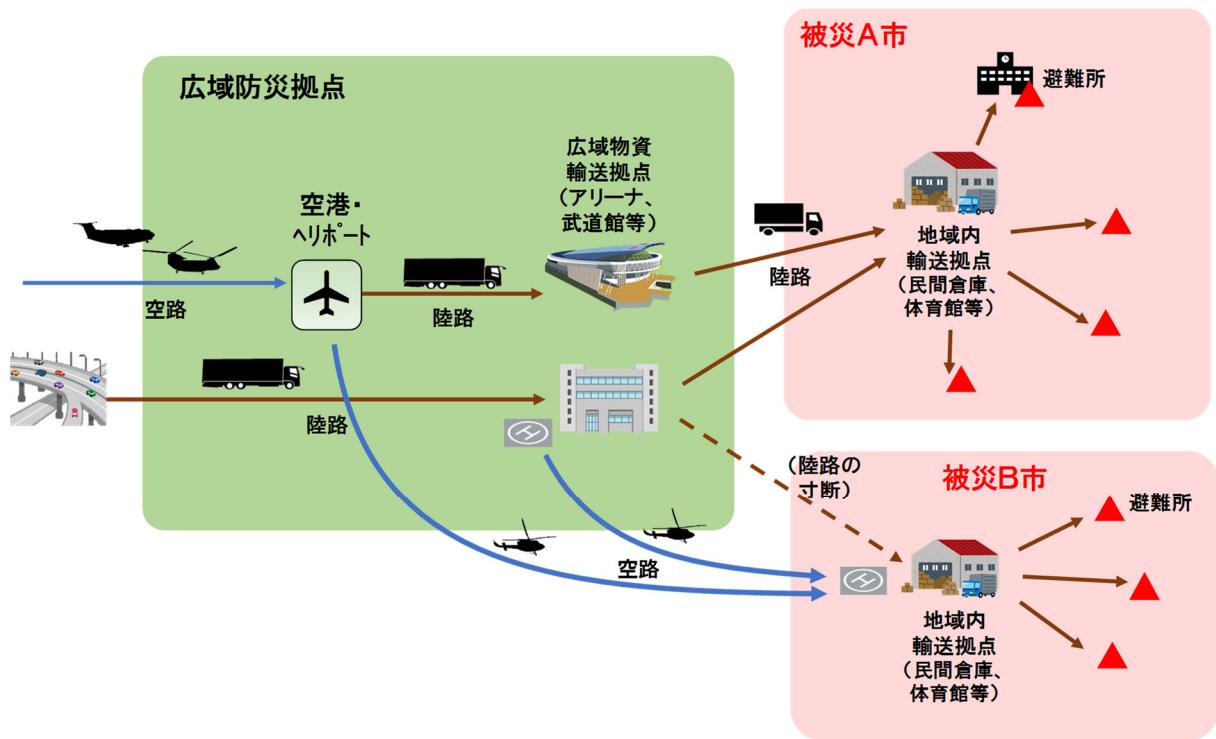


図2-4 広域防災拠点の利用イメージ【支援物資】

<広域防災拠点における県及び市町村（指定管理者を含む）の役割分担>

県：被害情報、道路情報等の提供、県管理施設の運営管理（開設等）、市町村との施設利用調整

市町村：市町村管理施設の運営管理（開設等）、県との施設利用調整

(広域物資輸送拠点における役割分担)

県：市町村に配分する支援物資の搬入

市町村：避難所に配布する支援物資の保管、荷さばき、搬出

2. 2 広域防災拠点計画の基本方針

(1) 広域防災拠点の整備目的

- 様々な災害リスクを有する広い山岳県である本県において、大規模災害時にも陸路・空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・救命活動や支援物資の輸送、応急復旧活動等に係る支援を受け入れるため、広域応援部隊が部隊の指揮や、宿営・補給等の後方支援を行う「広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能」、災害拠点病院に係る情報提供や医薬品の支援等を行う「災害医療支援機能」、国等からの支援物資を受け入れ市町村に分配する「支援物資中継・分配機能」、水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄する「物資等の備蓄機能」、物資輸送や緊急医療搬送のための航空機が離発着、給油等を行う「ヘリポート機能・空港機能」等を有する広域防災拠点を整備する。

(2) 広域防災拠点整備の検討方針

本県における広域防災拠点整備については、図2-5のフローに従い検討する。

1) 広域防災拠点の配置ゾーンの検討

「一つの広域防災拠点を構成する拠点群が立地する目安の範囲」を配置ゾーンとよぶこととし、配置ゾーンの配置について検討する。

本県における広域防災拠点の配置要件は以下のとおりとする。

- 県内において想定されるいかなる災害に対しても、県内の被災地域外に拠点を複数確保できるよう、拠点候補を分散配置すること。
- 山岳県であるため、土砂災害や雪害等による道路網の寸断を想定し、拠点への陸路及び空路アクセスを確保すること。
- 人口分布が分散している地域では、必ずしも支援量の多さによらず拠点を配置し、拠点が遠方過ぎることがないこと。

2) 広域防災拠点の整備方針の決定、候補施設の選定

本県における広域防災拠点の整備方針は以下のとおりとする。

- 広域防災拠点の配置ゾーン、他県における整備事例、本県の関連計画等における広域防災拠点の位置づけを踏まえ、支援ニーズから設定する拠点の規模及び公的施設リソースの現況を踏まえて、広域防災拠点の「配置要件」、「機能要件」及び「規模」を決定する。
- 県及び市町村管理施設を中心に広域防災拠点の候補施設を選定することとし、県関係部局及び市町村に対し、既存施設を活用する場合の候補施設に関するアンケート調査を実施する。

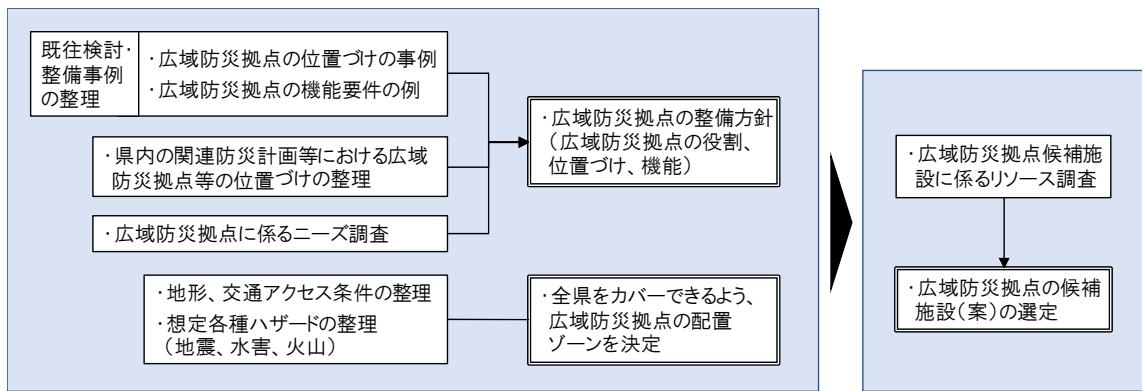


図 2-5 広域防災拠点整備の検討フロー

2. 3 広域防災拠点の配置ゾーンの考え方

(1) 配置ゾーンの検討フロー

広域防災拠点の配置ゾーンは、図 2-6 のフローに従い検討した。具体的には、以下の要件を満たす県内複数箇所の配置ゾーンを設定した。県内の主要な地形及び交通アクセスを図 2-7 に示す。

- 県内の想定災害に対し、複数のゾーンを確保できる配置とする
 ⇒ 同時被災により配置ゾーンが不足することのないよう、県内に配置ゾーンを分散して選定
- 各関係機関が県外各方面から集結しやすいよう、陸路・空路の交通アクセスの良い地域とする
 ⇒ 北陸・関東・中部方面から高速道路又は空路により県内に進入しやすい範囲を選定
- 人口が分散している地域においても、拠点が遠方過ぎることがないよう配置する
 ⇒ 被災地域への移動時間を踏まえても、十分な災害対応の活動時間を確保できる範囲とする

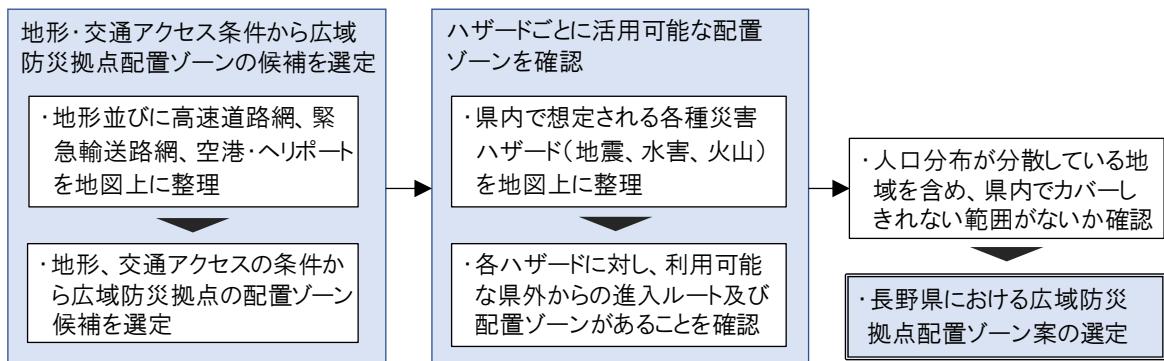


図 2-6 広域防災拠点の配置ゾーン検討フロー

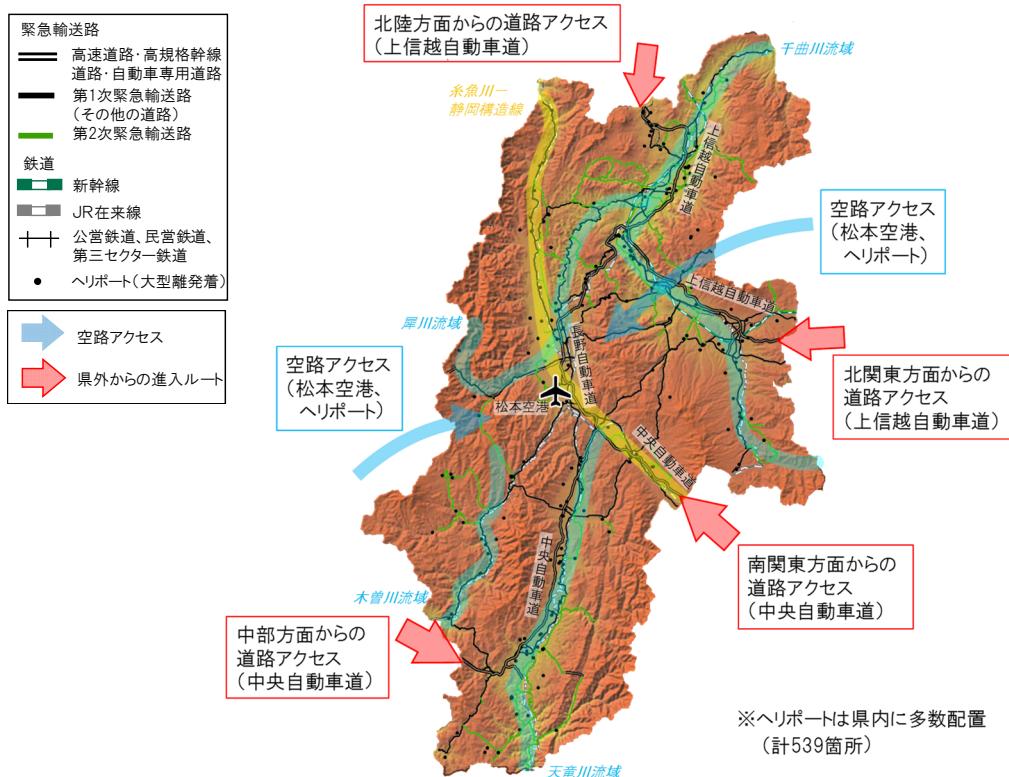
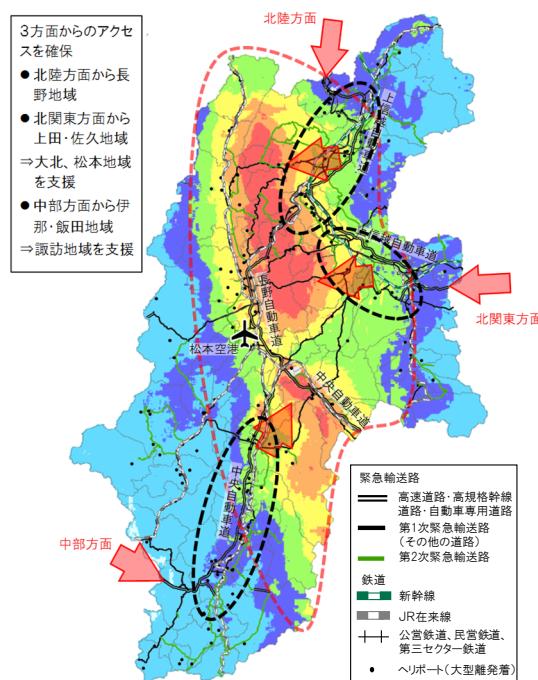


図 2-7 県内の主要な地形及び交通アクセス

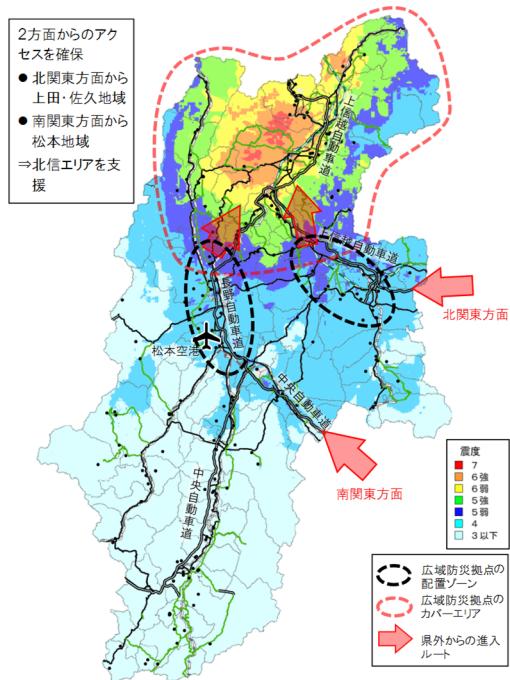
(2) 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン

- 想定災害ごとに複数の広域防災拠点の配置ゾーンを検討し（図2-8）、各配置ゾーンから支援可能な範囲（カバーエリア）を設定した。これらのカバーエリアを重ね合わせることにより、県内にカバーしきれない地域がないことを確認した（図2-9）。

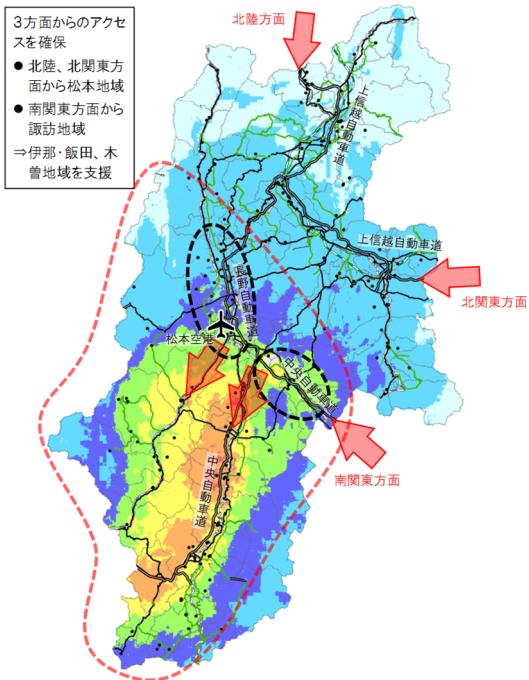
■糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震(全体)



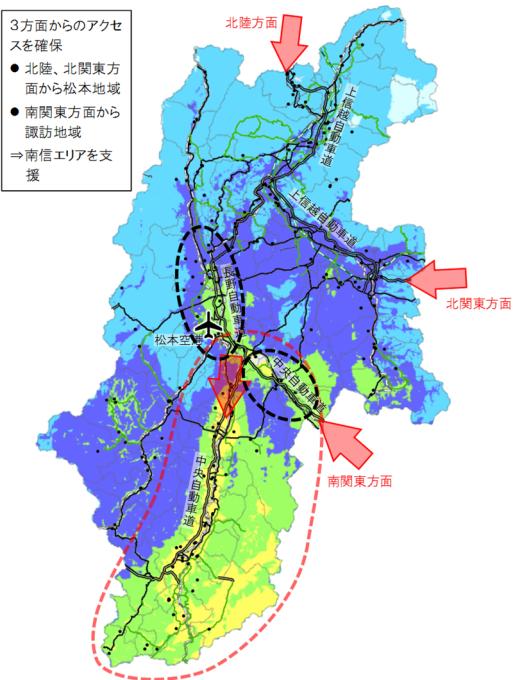
■長野盆地西縁断層帯の地震



■伊那谷断層帯（主部）の地震



■南海トラフの巨大地震（陸側ケース）

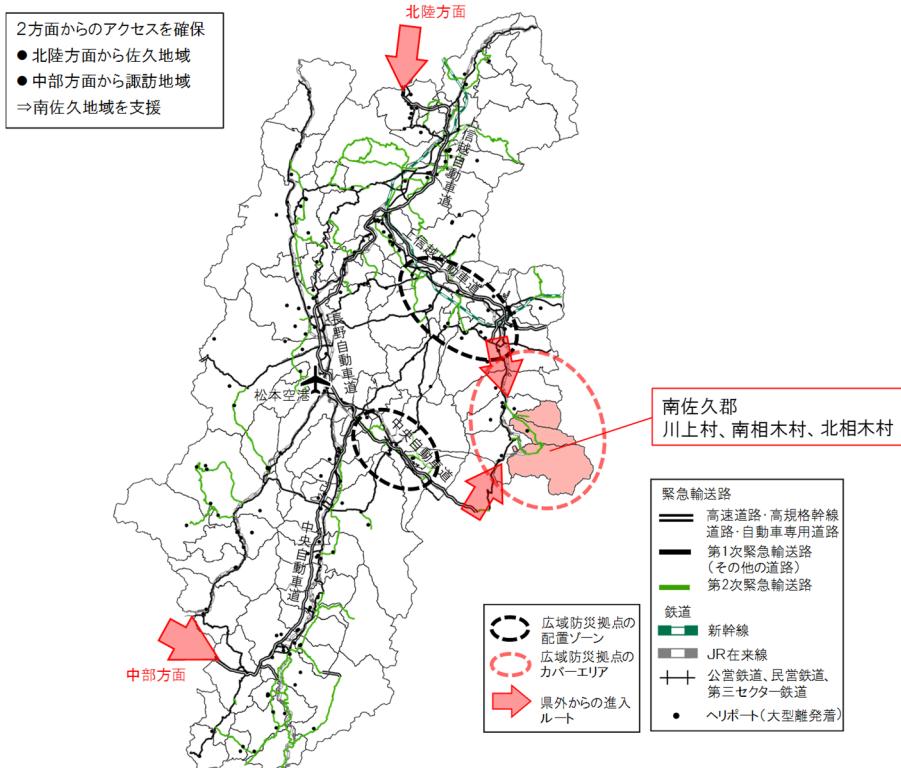


震度分布出典) 第3次長野県地震被害想定調査報告書 (平成27年3月)

図2-8(1) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討

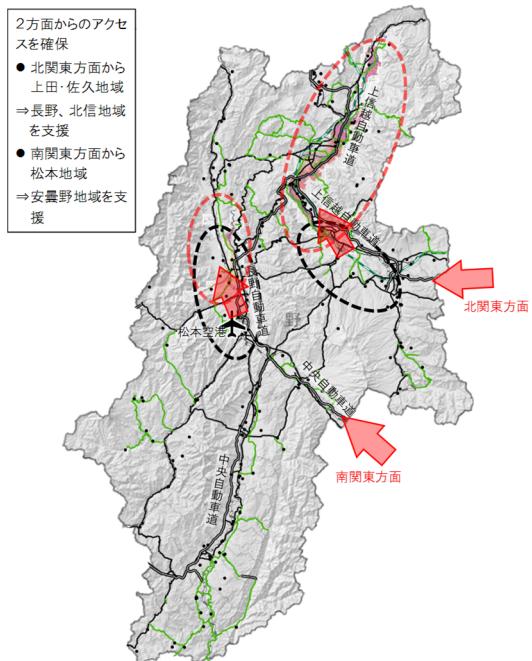
(第3次長野県地震被害想定調査による地震)

■首都直下地震緊急対策区域指定市町村

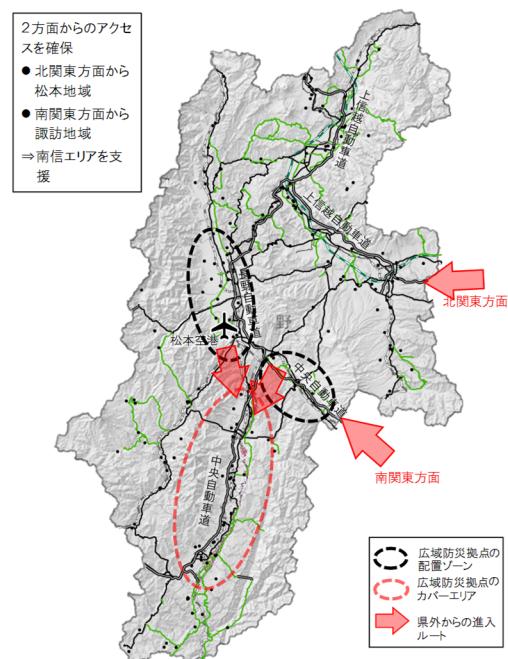


出典) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域 (平成26年3月指定)

■千曲川・犀川浸水想定 (想定最大規模)



■天竜川浸水想定 (想定最大規模)



出典) 千曲川・犀川浸水想定区域図 (想定最大規模) (平成28年)

天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (平成28年)

図2-8(2) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討

(首都直下地震、風水害)

■火山災害

- ①浅間山 大規模噴火(天明噴火と同規模)
 ②焼岳 マグマ噴火(噴火警戒レベル4・5)
 ③乗鞍岳 剣ヶ峰周辺を噴火口とした場合の噴火
 ④御嶽山 噴石、火碎流、火碎サージ、融雪型火山泥流予想図
 ⑤草津白根山 噴石、火山灰、土石流、泥流、火山ガスの危険区域
 ⑥新潟焼山 噴石、降灰、火碎流、融雪型火山泥流予想図

1方面からのアクセスを確保※
 ●北陸方面から長野地域
 ⇒新潟焼山、草津白根山への対応を支援

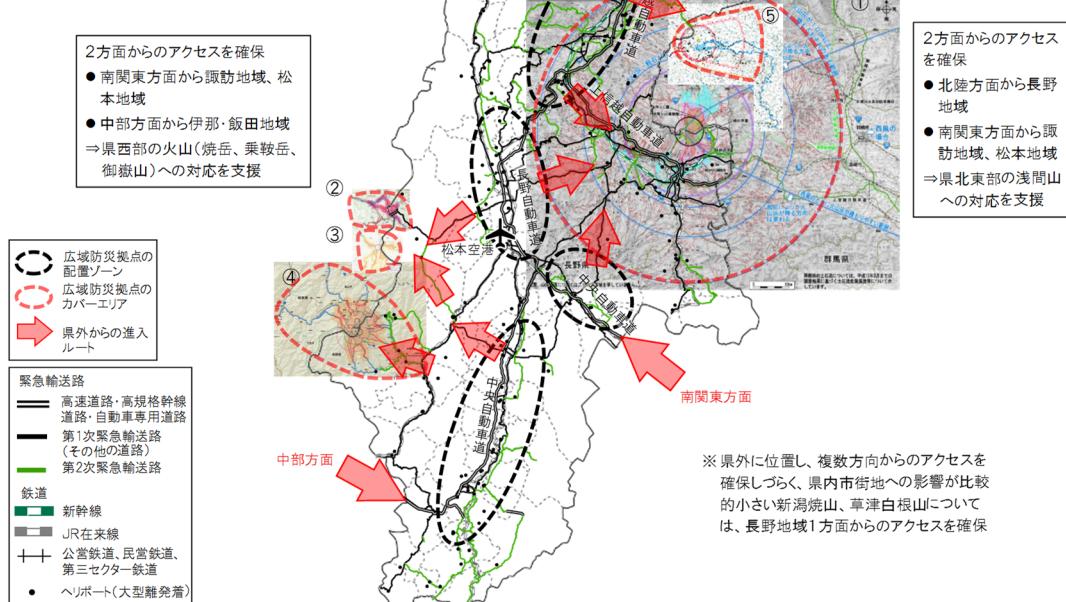


図 2-8 (3) 想定災害ごとの広域防災拠点配置ゾーンの検討
 (火山災害)

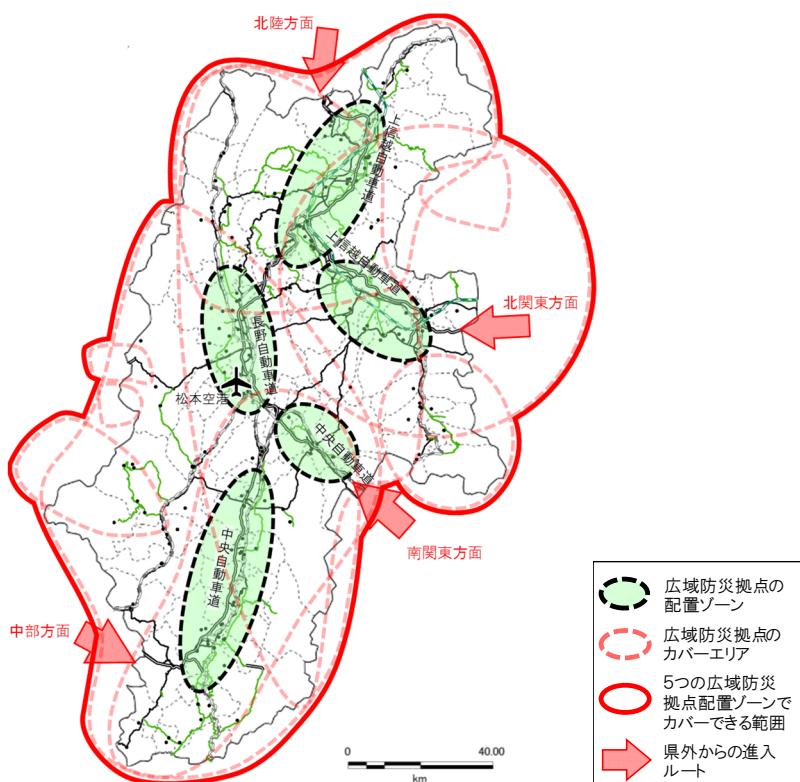


図 2-9 進入ルート及び広域防災拠点配置ゾーンの重ね合わせ

○ 常に複数の広域防災拠点を配置できるよう、以下の5つのゾーンを本県における広域防災拠点配置ゾーンとして選定した（図2-10）。

想定災害時の広域防災拠点の活用案を表2-2に示す。

- ①長野ゾーン
- ②松本ゾーン
- ③上田・佐久ゾーン
- ④諏訪ゾーン
- ⑤伊那・飯田ゾーン

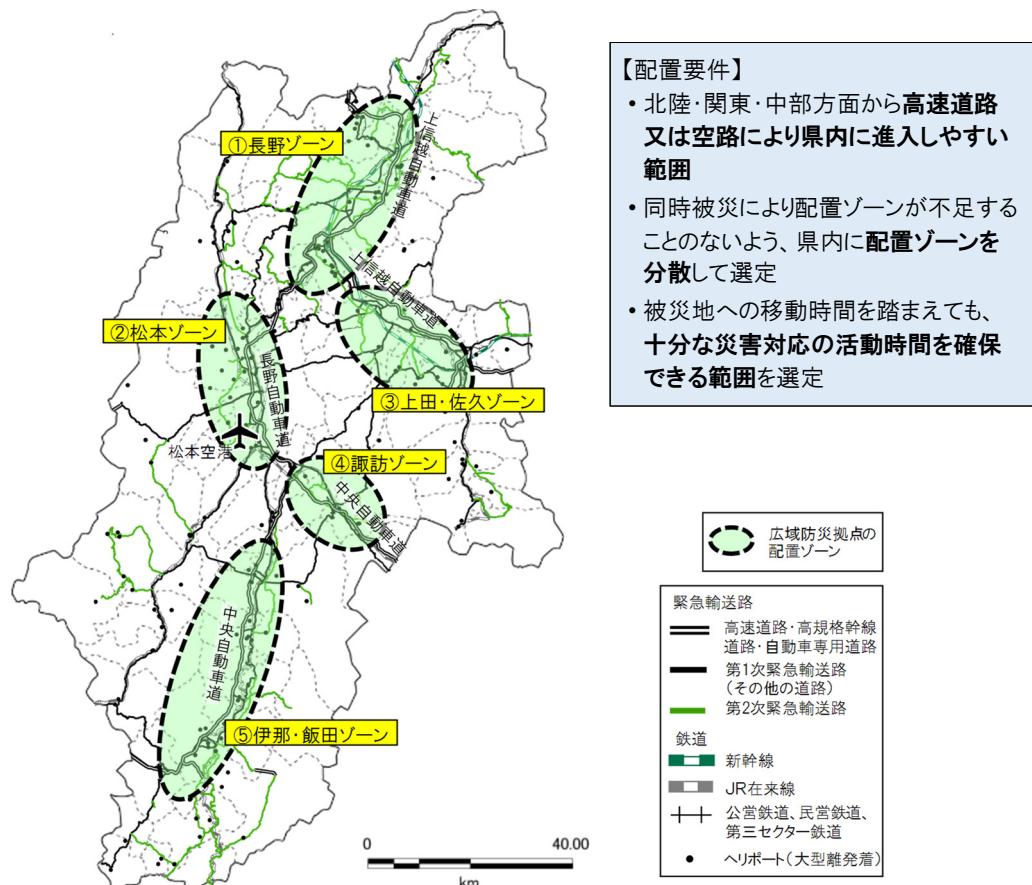


図2-10 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン

表2-2 想定災害時の広域防災拠点の活用案

広域防災拠点の活用が見込まれる想定災害		長野県における広域防災拠点の活用(案)				
		①長野ゾーン	②松本ゾーン	③上田・佐久ゾーン	④諏訪ゾーン	⑤伊那・飯田ゾーン
地震	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(全体)	○		○		○
	長野盆地西縁断層帯の地震		○	○		
	伊那谷断層帯(主部)の地震	○			○	
	南海トラフの巨大地震(陸側ケース)		○		○	
	首都直下地震				○	○
風水害(千曲川・犀川浸水想定、天竜川浸水想定)			千曲・天竜	千曲	天竜	
火山災害(浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、草津白根山、新潟焼山)		浅間・草津白根・新潟焼山	浅間・焼岳・乗鞍・御岳		浅間	焼岳・乗鞍・御岳

2. 4 広域防災拠点の整備方針

(1) 広域防災拠点整備の考え方

- 既往の広域防災拠点の整備事例を踏まえ、県内の想定災害や公的施設の立地等を踏まえてメリット・デメリットを整理し、本県で採用すべき広域防災拠点の位置づけの方式を検討した。

①上位拠点型

広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高いが、上位の広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。

②上位拠点バックアップ型

全ての想定災害において、同時被災しない配置ゾーンを選定するため、全ての機能が確保されるが、上位拠点の機能である空港機能を複数確保することは費用面から困難である。

③単独型

各地域防災拠点に、施設の新設が必要となることが想定され、整備費用がかかり、かつ広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。

④並列型

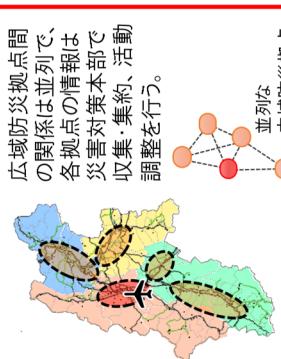
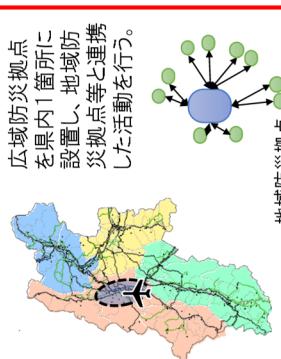
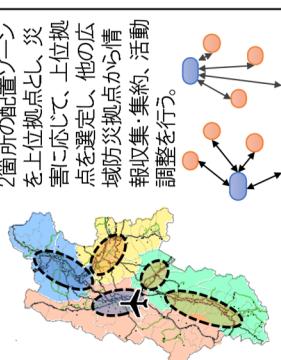
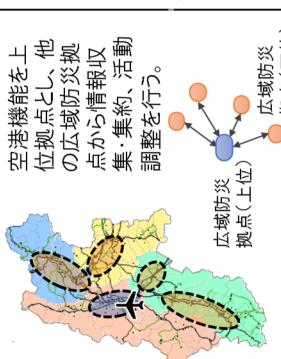
広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高く、かつ全ての想定災害において広域防災拠点の機能がすべて確保される（空港機能を除く）。

- 上記の検討結果を踏まえ、すべての想定災害において広域防災拠点の機能を確保可能な「④並列型」を採用することとした（表2-3）。

(2) 広域防災拠点施設の活用方針

- 複数の配置ゾーンの広域防災拠点を同時に活用する場合に、主な被災地域との距離及び位置関係、応援部隊等の進入方向及び交通アクセス、広域防災拠点のリソース等を踏まえ、発災時に災害対策本部が拠点利用の優先順位を決定する方法について今後検討する。
- 広域防災拠点については、各種災害における被災地域外への設置を想定するが、発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、被災地域内の防災拠点として活用する可能性がある。

表 2-3 長野県における広域防災拠点の整備方針

位置づけのタイプ	①上位拠点型	②上位拠点ハックアップ型	③単独型	④並列型						
拠点配置イメージ	 <p>空港機能をもつ、他の広域防災拠点と連携する機能を有する。他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>2箇所の配置ゾーンを上位拠点とし、他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>地域防災拠点を上位に配置し、他の広域防災拠点から情報収集・活動調整を行なう。</p>	 <p>広域防災拠点を県内1箇所に設置し、地域防災拠点等と連携した活動を行う。</p>						
(参考)他県等の事例	<p>「岩手県広域防災拠点整備構想」 (平成25年2月)</p> <table border="1"> <tr> <td>想定災害を踏まえた拠点代替性</td><td>想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。</td></tr> <tr> <td>運営体制の確保</td><td>広域防災拠点の運営体制を確保やすい</td></tr> <tr> <td>コスト</td><td>施設の新設の必要性など</td></tr> </table>	想定災害を踏まえた拠点代替性	想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。	運営体制の確保	広域防災拠点の運営体制を確保やすい	コスト	施設の新設の必要性など	<p>△上位の広域防災拠点では、下位の広域防災拠点を含め一括して活動調整を行うため、別途体制を確保する必要がある。</p> <p>△上位の広域防災拠点では、下位の広域防災拠点を含め一括して活動調整を行なうため、別途体制を確保する必要がある。</p> <p>△上位の広域防災拠点との調整を行なうための情報共有手段、体制を整備する必要がある。</p>	<p>○全ての想定災害において、同時に被災しない配置ゾーンを選定するため、全ての機能が確保される。</p> <p>×広域防災拠点が県内1箇所のみであるため、被災した場合の代替拠点の確保が困難である。</p>	<p>○全ての想定災害において広域防災拠点の機能がすべて確保される(空港機能を除く)。</p> <p>○活動調整を実施するため、運営体制を確保しやすい。</p>
想定災害を踏まえた拠点代替性	想定災害に対し、発災直後から機能を果たすことができる。									
運営体制の確保	広域防災拠点の運営体制を確保やすい									
コスト	施設の新設の必要性など									
総合評価		<p>△施設整備には既存施設を活用できるものの、上位の広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。</p>	<p>×空港機能を確保する費用が多大となる。</p>	<p>○広域防災拠点の機能を分散して確保するため、既存施設を活用できる可能性が高い。</p> <p>×各地域防災拠点に、施設の新設が必要となることが想定され、整備費用がかかる。</p>						
課題			<p>×上位拠点の機能である空港機能を複数確保することが困難である。</p>	<p>○全ての想定災害に対し、広域防災拠点の機能を確保できる。</p> <p>×新設の施設が必要となることが想定され、かつ広域防災拠点が被災した場合、代替拠点を確保できない。</p>						
				<p>・全ての位置づけのタイプの検討において、県外も含め、代替機能確保の検討が必要。</p>						

(3) 広域防災拠点の機能

- 既往の広域防災拠点整備計画等における広域防災拠点の機能を踏まえ、広域防災拠点の配置ゾーンと位置づけから、各広域防災拠点が保有すべき機能について検討した（表2-4）。その結果、空港機能については松本空港のある松本ゾーンのみに配置することとした。

1) 支援物資の中継・分配機能

国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための機能

2) 広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能

各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援機能

3) 他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点

他の都道府県からの応援職員の集結場所の提供や、情報提供等の派遣支援を行う機能

4) 災害医療支援機能

災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能

5) 物資等の備蓄機能

地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能

6) 連絡調整・情報提供機能

災害対策本部から広域応援部隊等への情報提供機能、災害対策本部への報告・連絡調整機能

7) ヘリポート機能

緊急輸送機能を確保するためのヘリコプターの離着陸場所、給油スペース及び駐機場、情報提供機能

8) 空港機能

物資輸送、航空搬送のための固定翼機の離発着機能、航空管制機能、航空機の給油・整備機能

- 各配置ゾーンにおける拠点機能については、今後、既存施設の調査結果等を踏まえ、機能の実現に向けた施設の活用方法を精査・決定する。

表2-4 広域防災拠点の機能

	拠点機能	長野県における 広域防災拠点の 機能(案)	(参考)既往計画等における機能						南海トラフ地震具体 計画による各種拠点 との対応
			消防庁 ※1	中部圏 ※2	首都直下 ※3	岩手県 ※4	宮城県 ※5	千葉県 ※6	
1 救援物資の中継・分配機能	国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための機能	○	○	△	○	○	○	○	・広域物資輸送拠点
2 広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能	各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援機能	○	○	◇	○	○	○	○	・進出拠点 ・救助活動拠点[県]
3 他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点	他の都道府県等からの応援職員の集結、派遣の拠点	○	□						・進出拠点
4 災害医療支援機能	災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受入れ可能な状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能	○	○	○	▽	○	○	○	・航空搬送拠点
5 物資等の備蓄機能	地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能	○	○	○		○	○	○	・広域物資輸送拠点
6 連絡調整・情報提供機能	・災害対策本部から広域応援部隊等への報告・連絡調整機能、災害対策本部への報告・連絡調整機能	○	○	○	○	○	○	○	・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点
7 ヘリポート機能	緊急輸送機能を確保するためのヘリコプターの離着陸場所、給油スペース及び駐機場、情報提供機能	○	○	○	▽	○	○	○	・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点
8 空港機能	物資輸送、航空搬送のための固定翼機の離発着機能、航空管制機能、航空機の給油、整備機能	○ (松本ソーン のみ)			▽				・航空搬送拠点 ・救助活動拠点[県] ・広域物資輸送拠点

※1 広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方にに関する調査検討会報告書(総務省消防庁、平成15年3月)
 □:国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能及び集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行う機能
 △:広域物資輸送拠点の機能
 ×:救助活動拠点の機能
 ※2 東海・東南海・南海地震対策中部圏懇親会議 第3回 防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会 資料2
 ※3 首都直下地盤における具体的な応急対策活動に関する計画(中央防災会議幹事会、平成28年3月29日)
 ※4 岩手県広域防災拠点整備構想(平成25年2月)
 ※5 宮城県広域防災拠点基本構想・計画(平成26年2月)
 ※6 千葉県防災支援ネットワーク基本計画(平成26年2月)

2.5 広域防災拠点の候補施設の選定

平成30年度に選定する広域防災拠点施設について、県各部局及び県内市町村を対象に、以下の条件に基づく候補施設に係る調査を実施し、広域防災拠点の配置ゾーンごとに候補施設を整理した（巻末資料3）。

【対象とする施設の目安】

以下に示すどちらかの選定条件に該当する県管理施設又は市町村施設を調査対象とする（ただし、保育施設、学校施設等の施設は除外する）。

- (1) 敷地面積が概ね10ha以上の公園、空地等（屋外における広域応援部隊の一時集結、ベースキャンプを想定）
- (2) 概ね1,000m²以上のスペースを確保できる建物（支援物資の受入れ、配分等を行うスペースを想定）

【調査事項】

- (1) 耐震性（完成年月、耐震補強工事の有無）
 - (2) 他の防災拠点指定の有無（指定の有無/指定機関/活用用途）
 - (3) 駐車場
 - (4) 屋外スペース（面積）
 - ※自衛隊等の広域応援部隊の一時集結、ベースキャンプに利用
 - (5) 屋内スペース（面積）
 - ※会議室、休憩室として利用
 - (6) 医療活動スペースとして利用可能な空間のある建物（面積）
 - ※大型車を収容している車庫等
 - (7) 支援物資受入れスペースとして利用可能な空間のある建物
 - （面積、大型トラック進入可／不可、フォークリフト利用可／不可）
 - (8) 通信設備（使用可能機器、回線種別）
 - (9) 発動発電機・備蓄燃料（台数、発災後稼動可能な時間）
 - (10) 上水道（屋外利用可／屋内利用可）
 - (11) トイレ（基數）
- （参考情報としてヘリポート、駐機スペース（中型ヘリ以上が離着陸可））

このほか、民間企業が保有する倉庫等の物流拠点の活用についても検討する。